

平成30年度 事業計画

法人名 社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}神奈川県同胞援護会

所在地 横浜市西区岡野二丁目15番6号

法人理念

神奈川県同胞援護会は、昭和22年に認可されてから長い間社会福祉事業に携わってきました。救護施設、老人ホーム、保育所、母子生活支援施設、診療所等といった多岐にわたった施設を運営しており、いろいろな場面での福祉サービスを提供することができます。

今後もより多くの社会的・個別的ニーズに対応した福祉サービスを永続的に提供するとともに、発展すべく、すべての職員が理念に基づいた福祉サービスの実践に努めます。

1. 人権を尊重します

私たちは、一人ひとりの立場に立ち、人としての尊厳をしっかりと守り、個別性に配慮した、柔軟で適切な対応をしていきます。

2. 幸せであるためのサポートをします

私たちは、一人ひとりが安心して生活し、幸せな人生を送ることができるように、専門性をもってサポートしていきます。

3. 地域社会と共生していきます

私たちは、地域交流、施設開放といったことはもちろんのこと、福祉の情報発信基地になり、地域社会に溶け込んだ活動をしていきます。

I 概要

1. 基本方針

法人理念に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを推進します。

また、法や制度の狭間で生活に困難をきたしている方々に対し、地域の関係機関によるネットワークを活用しつつ、その課題を解決するために迅速できめ細やかな援助を行います。

《実施事業》

(1) 第一種社会福祉事業

- ①救護施設 … 「平塚ふじみ園」および「救護施設岡野福祉会館」の設置経営
- ②母子生活支援施設 … 「グリーンヒル能見台」および「グリーンヒル相模原」の設置経営
- ③養護老人ホーム … 「相模原養護老人ホーム」の設置経営
- ④特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） … 「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「衣笠愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」「一之宮愛児園」「逗子なないろ保育園」の設置経営

保育所事業運営方針

- 1. 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる。
- 2. 地域社会との連携を図り、すべての子育て家庭の支援をおこなう。

- ②一時預かり事業 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「逗子なないろ保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」「一之宮愛児園」における事業運営
- ③子育て短期支援事業 … 「グリーンヒル相模原（ショートステイ）」の事業運営
- ④老人デイサービス事業（通所介護事業） … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野デイサービスセンター」の事業運営
- ⑤老人居宅介護等事業（訪問介護事業） … 「相模原養護老人ホームヘルパーステーション」および「シルバータウン大野台ケアセンター（ホームヘルプサービス）」の事業運営
- ⑥認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護） … 「グループホーム相模原」の事業運営
- ⑦老人短期入所事業 … 「相模原養護老人ホーム」「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
- ⑧老人デイサービスセンター … 「シルバータウン大野台ケアセンター」の設置経営
- ⑨障害福祉サービス事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」の事業運営および就労継続支援事業・障害者グループホームの開設準備
- ⑩生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業 … 「衣笠診療所」の事業運営
- ⑪生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 … 「かながわライフサポート事業」への参加
- ⑫特定相談支援事業 … 「相模原ななほし」の事業運営

(3) 公益事業

- ①居宅介護支援事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
- ②地域包括支援センター … 「シルバータウン大野台ケアセンター（大沼地域包括支援センター・大野台地域包括支援センター）」の事業運営
- ③社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 … 法人本部のサービス区分における「介護職員初任者研修事業」の実施

2. 重点目標

(1) 経営改革の推進

○BSC（バランストスコアカード）に基づく事業経営の推進

各部門におけるBSCの戦略マップ（7ページ～9ページ参照）に基づき、事業を運営していきます。また平成30年度においてBSCを完成させていきます。

○ライン&スタッフ組織の確立

経営監理本部機能を強化し、積極的・効率的な経営を実践します。法・制度改正への対応や、人材育成・市場調査・新規事業開発などを「スタッフ組織」である本部が担うことで、各施設長が事業所経営に専念できる体制を確立します。

○財務規律・財政規律に基づく経営の実践

収入・支出に係るルールを定め、規律に基づく法人経営・事業所経営を実践します。

○役割基準の人事制度への移行

各職員が担うべき役割＝行動基準を定め、当該職員が担っている役割に基づいて格付けします。昇格のための条件を設定することで、本会が期待する職員像を発信するとともに、本会職員としてのキャリアパス・キャリアラダーを明確にします。職員が設定した目標と事業所の方針をすり合わせ、すべての職員が目的をもって働くことができる「目標援助制度」へと移行します。また、各階層に求められる知識や能力を獲得するために、階層別の職員研修

体系を構築します。

○新規事業の開発

障害福祉サービス事業に参入するための準備を進めます。障害福祉サービスを利用される方に対して支援計画の立案やモニタリングを行う特定相談支援事業所を開設します(10月予定)。また、障害者の生活支援と就労支援という地域のニーズに応えるため、次年度に向けて就労継続支援事業およびグループホームの開設準備に着手します。

人材育成事業の一環として、階層別職員養成研修を開始します。これまで外部研修として行っていた研修を内製化することにより、研修を受ける側だけではなく、講師役の職員についても育成することを図ります。

(2) 社会福祉法改正への対応

社会福祉法の改正と法改正に伴う社会福祉法人制度改革に対応するため、継続して下記の取り組みを進めていきます。

○経営組織のガバナンスの強化

評議員会を議決機関として位置づけ、業務執行機関としての理事会および経営責任者たる会長に対する牽制機能を発揮させます。さらに、会計監査人による会計監査を導入し、財務会計に係るチェック体制を整備します。

○事業経営の透明性の向上

財務諸表の公表については、本会ウェブサイトへ掲載するとともに、全国社会福祉法人経営者協議会が設置するウェブサイトにも掲載することで、希望者による閲覧機会を拡大します。また、本会ウェブサイトへ定款、現況報告書、役員報酬規程、事業計画書、事業報告書等を掲載し、法人の経営状況・財務状況の透明性、公正性を担保します。

○財務規律の強化

前述の法人経営改革の推進と併せ、法人経営に係る財務規律・財政規律を策定し、計画的・戦略的な経営に努めます。役員報酬基準を作成・公表するとともに、役員等関係者への特別な利益供与を禁止し、適正かつ公正な支出管理を確保します。決算に併せて社会福祉充実残額を算定し、必要に応じて社会福祉充実計画を策定することで、地域福祉の向上を図ります。

○地域における公益的な取り組みの実施

平成27年度より実施している「かながわライフサポート事業」への参加を継続・拡大し、日常生活においてさまざまな困難に直面している地域住民の方々の支援を行います。また、各施設の専門性を発揮できる介護や育児に対する相談・援助機能を活用し、法人全体としてあらゆる世代のニーズに対応できる体制を構築します。すでに実施している取り組みについても、法人・事業所のウェブサイトを通じて、見える化・見せる化に努めます。

II 事業計画

1. 主な事業計画

(1) 法人組織の活動計画

社会福祉事業21拠点、公益事業2拠点の経営母体として、各施設等の事業を円滑に運営するため、次の会議を設置します。また、法人に事務局を置き、法人経営に関する事務を行います。

①評議員会

法人業務の重要事項に関する意思決定機関です。8名の評議員で構成され、会計年度終了後3か月以内に1回、または必要に応じて開催されます。評議員は、理事会の推薦に基づき評議員選任・解任委員会によって選任されます。

②理事会

法人業務の執行機関であり、7名の理事および2名の監事により構成されます。理事および

監事は、評議員会によって選任されます。

③経営戦略会議

理事会の基本方針に基づき、法人経営における重要事項の決定を行います。原則として毎月1回開催します。

④人事管理会議

法人の人事労務関係の重要事項を協議、検討し、必要な事項については経営戦略会議へ提案します。原則として毎月1回開催します。

⑤財務管理会議

法人の財務規律、財政規律等、財務関係の重要事項を協議、検討し、必要な事項については経営戦略会議へ提案します。原則として毎月1回開催します。

⑥運営委員会

会長の補佐機関として内部理事等により業務執行上の重要事項を協議します。

法人運営上の主要項目ごとに担当委員を定め、運営委員会に適宜担当事項の状況報告と必要な協議事項を提案します。原則として毎月2回（隔週）開催します。

⑦施設長会議

◇全体会議 … 各施設の運営上の重要事項を協議するほか、情報交換および情報伝達を行い、法人全体としての意志の疎通や調整を図ります。原則として、奇数月および4月・12月に開催します。

◇保育事業部門会議 … 保育事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、保育事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇措置事業部門会議 … 措置事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、措置事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇高齢事業部門会議 … 高齢事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、高齢事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、隔月1回開催します。

(2) 会計監査の実施

会計監査人による会計監査を実施し、法人経営の健全性、正確性および透明性を担保します。会計監査人が期中に各事業所の状況を確認することで、より正確な会計処理を実践します。会計監査人は、評議員会によって選任されます。

(3) 法務部門の強化

事業経営上の法的課題に対応するため、引き続き弁護士と顧問契約を締結し、本会の法務対応能力を強化します。

(4) 事業継続計画の運用

平成25年度に策定した「事業継続計画の基本方針」および「災害時事業継続対応マニュアル」を各施設において策定している防災計画と連動させ、計画の有機的な運用を図ります。

(5) 施設整備等事業

施設を利用される方々が、安心かつ安全にサービスの提供が受けられるよう、各施設の修繕や整備等を実施します。(実施内容は、各施設の事業計画を参照。)

(6) 業務管理体制の推進

「法令等の遵守に関する規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築に向けた取り組みを推進します。また、「公益通報者保護規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図り、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を推進します。

(7) 「苦情解決体制」と「サービス評価」等の実施

「苦情解決体制」により、施設や保育所等の利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに福祉サービスの向上と施設等の信頼性を高めます。

第三者評価や施設のサービス評価を実施し、資質の向上とサービスの充実に努めます。

(8) 個人情報の保護および管理

「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、利用者等の個人情報の適正かつ安全管理に努めます。平成28年から運用が開始された「個人番号」については、基本方針の策定、規程の制定、事務取扱担当者の選任等を通じて、より厳格な安全管理を実践します。

(9) 法人・施設情報の公開と発信力の強化

本会のウェブサイトを活用し、法人および各事業所の活動内容や財務状況等に関する情報について、利用者および広く市民に向けて公開します。また、事業所において実践している地域に向けた取り組みや公益的な活動については、より積極的に発信します。

全国社会福祉法人経営者協議会が開設する情報公開ページを活用し、本会の事業内容や財政状況を公開します。

社会福祉関係の情報、法人内の動向、職員からの投稿などを掲載した「クォーター同援」を年4回(950部)発行し、全職員と関係機関へ配布します。また、各施設においては、利用者やその家族並びに地域に向けた施設の情報紙を定期的に発行します。

(10) 次世代育成支援の推進

第四次一般事業主行動計画(平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間)に基づき、職員の仕事と家庭の両立支援を推進します。本会では「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」として認証を受け(認証番号77)、登録されています。

(11) 女性活躍推進法に基づく行動計画の推進

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一般事業主行動計画を策定しました。上記次世代育成支援推進法に基づく行動計画と併せ、より一層働きやすい職場づくりを進めます。

一般事業主行動計画が計画期間満了を迎えるため、当該期間における振り返りを踏まえ、新たな行動計画を策定します。

(12) 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用の実雇用率を法定雇用率(2.2%)へ引き上げるよう、障害者の雇用の促進します。

(13) 高年齢者継続雇用の確保

高年齢者雇用安定法に基づき制定された再雇用制度により、職員の定年後の雇用安定化に努めます。

(14) 福利厚生事業の実施

①永年勤続者等表彰式

本会の創立記念日(10月1日)に合わせ、永年勤続者等の職員表彰を実施します。また、全職員を対象にその資質向上を図るため、業務に係る資格取得者に記念品を贈呈します。

②定年退職者への感謝状贈呈式

定年退職者の労に報いるため、退職時に感謝状および記念品の贈呈を行います。

③職員交流事業の実施

法人内の職員間の交流と親睦を深めることを目的にレクリエーション活動等の職員交流事業を実施します。

④職員の健康管理の実施

常に質の良いサービスを提供するため、職員が健康で働くための定期的な健康診断とインフルエンザ等の予防接種を実施します。また、すべての事業所においてストレスチェック制度を導入し、精神面での健康管理を実施します。

⑤各種制度等の活用

育児休業制度や介護休業制度を始め、リフレッシュ休暇や会員制クラブ(オーナーズクラブ)の利用など、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を進めます。

⑥職員慶弔金等の支給

「職員慶弔金等支給基準」に基づき、パートタイム職員を含めた全職員へ慶弔金等の支給を行います。

(15) 資産の運用

安定的な財務基盤を確保するため、「資金運用規程」に基づき、本部および各拠点区分の預貯金等資産の安全かつ効率的な運用を進めます。

(16) 法人内部における研究会(委員会)および研修会

施設サービスの向上と人材育成等職員の資質向上を目的とし、次の研究会および研修会を実施します。

①新任職員研修会

新たに本会に採用された職員を対象に、法人の理念・沿革や施設の概要および労働条件に関する事項についての研修を採用時に実施します。また、社会人としての心構えや仕事の進め方の基本を習得するため、本会職員が講師を務める新任向け階層別研修を実施します。

②事務担当者研修会

透明性の高い財務管理を目標に予算編成や決算書作成等経理事務の担当者を対象とした実務研修を実施します。

③定年後の社会保険研修会

定年退職予定者を対象に今後の生活設計に役立てるため、退職後の社会保険等の事務手続き等について、社会保険労務士等の専門家による研修を実施します。

④階層別研修

新任層、中堅層、指導層、管理職層の各階層を対象として、ビジネス上の一般常識から組織経営に関する理論まで、各階層に必要と認められる知識や技能を習得するための研修体系を構築し、平成30年度より実施していきます。

⑤主任保育士研修会

保育所の主任保育士(副施設長の兼務を含む)による情報交換や保育所運営に関する研究の場として研修を実施します。

⑥保育主任研修会

保育主任を対象として情報共有や保育技術の研究、後輩保育士の指導・育成方法など保育主任としての職務遂行能力を高めるための研修を実施します。

⑦給食担当者研修会

入所施設給食担当者および保育所給食担当者を対象に給食の献立や調理方法等の研修をそれぞれ実施します。

⑧施設間交流研修(平成19年度より実施)

職員が他施設の事業内容を理解し、日常のサービスや質の向上に資することを目的として、入所施設または保育所間における、施設間交流研修を実施します。

⑨その他研修会

必要に応じて、専門講師等を招き研修会を実施します。

(17) 外部研修等への積極的な参加

法人経営および施設運営の資質向上と人材育成を目的として、「職員研修実施方針」に基づく「平成30年度職員研修実施計画書」により、階層別または職種別に行われる外部団体の主催する研修会等へ職員を積極的に派遣します。

以上